

○経済産業省令第 号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、冷凍保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

冷凍保安規則等の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の規定中「目視」を「目視等」に改める。

一 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）別表第一（第一項第一号を除く。）及び別表

第二

二 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）別表第一（第一項第一号を除く。）

及び別表第二

三 一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）別表第一（第一項第一号を除く。）

、別表第二及び別表第三

四 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）別表第三（第一項第一号を除く。

）及び別表第四

（冷凍保安規則の一部改正）

第二条 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

※表（冷凍保安規則 新旧対照表）を挿入

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条 液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを削る。

※表（液化石油ガス保安規則 新旧対照表）を挿入

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第四条 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

※表（一般高圧ガス保安規則 新旧対照表）を挿入

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第五条 コンビナート等保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

※表（コンビナート等保安規則 新旧対照表）を挿入

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。